

中央環境審議会大気・騒音振動部会の小委員会の設置及び運営方針について

平成 25 年 7 月 12 日部会決定

平成 26 年 4 月 18 日 改正

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定）第 8 条第 1 項の規定に基づき、中央環境審議会大気・騒音振動部に置く小委員会について次のとおり定める。

- 1 中央環境審議会大気・騒音振動部に、次の小委員会を置く。
 - (1) 自動車排出ガス総合対策小委員会
 - (2) 水銀大気排出対策小委員会
- 2 自動車排出ガス総合対策小委員会は、自動車排出ガスに関する総合的な対策に関する事項を審議する。
- 3 水銀大気排出対策小委員会は、水銀の大気への排出に関する対策に関する事項を審議する。
- 4 小委員会の決議は、中央環境審議会大気・騒音振動部会長の同意を得て、大気・騒音振動部会の決議とすることができる。
- 5 中央環境審議会大気・騒音振動部会長は、小委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 6 会議について
 - (1) 会議の公開について
小委員会は、原則として公開とするものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、小委員長は、会議を非公開とすることができる。
小委員長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴者の入室について、人数の制限その他必要な制限を課すことができる。
 - (2) 代理出席について
代理出席は認めない。欠席した委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に対しては、事務局からの資料送付等により、会議の状況を伝えるものとする。
- 7 会議録等の公開について
 - (1) 公開した小委員会の会議の資料及び会議録は、公開するものとする。ただし、調査中の報告の案文、非公開を前提に収集したデータが記載されている

資料、関係者と調整中の資料その他の公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある資料又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある資料については、小委員長は、「委員等限り」である旨明記した上で非公開とすることができる。

- (2) 会議録を公開する場合には、発言者の氏名を記載するものとする。この場合の会議録の調整に当たっては、当該会議に出席した委員等から明示の了承を得るものとし、その後、原則として、次回の会議において公開するものとする。ただし、長期にわたり次回の会議が開催されないことが予想される場合は、次回の会議の開催を待たず、明示の了承を得た後に公開するものとする。
- (3) 非公開とした小委員会の会議の資料及び会議録は、公開しないものとする。
- (4) 議事要旨は、事務局において作成し、小委員長の了承を得て公開するものとする。
- (5) 資料及び議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載により行うものとする。

8 その他

上記に規定するもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、小委員長が定める。